

成年後見制度を知っていますか？

問合せ 地域包括支援センター ☎0495-74-1155 FAX0495-74-1156

成年後見制度とは、認知症や障害のある方で物事の判断能力が不十分になってしまった時に、第三者が金銭管理や契約行為等を手伝ってくれる制度です。成年後見制度には大きく分けて2種類あります。

①法定後見制度(判断能力が十分でない場合)

判断能力の程度により「後見」「保佐」「補助」のタイプがあります。家庭裁判所へ申し立てを行い、選任された後見人等が本人の意思を尊重しながら、金銭管理や契約行為等を支援してくれます。

②任意後見制度(判断能力がなくなる前に)

将来、判断能力が不十分になってしまった時に備え、後見人になって欲しい方や将来その方に依頼したい内容を話し合い、内容を公正証書による契約で決めておきます。本人の判断能力が不十分になった後に、家庭裁判所に申し立て、任意後見監督人が選任され支援が開始されます。



厚生労働省
ホームページ

認知症や障害者の方の金銭、不動産、相続、成年後見制度などの電話相談が出来ます！利用は無料です。お気軽にご相談ください。

成年後見相談ダイヤル ☎ 0120-162-166


※平日の午前9時～午後5時、つながらない場合は☎0495-71-6433

- 神川町、美里町、上里町に在住または在勤の方、そのご家族も利用できます。
- 相談内容や個人情報は適正に管理しますので、第三者に漏れることはありません。
- 係争中の案件に関する相談は対応できません。

いつまでも元気に！町の介護予防教室に参加しませんか？

問合せ 地域包括支援センター ☎0495-74-1155 FAX0495-74-1156

住み慣れた神川町で自分らしく暮らし続けるために、町では65歳以上の方を対象とした介護予防教室を実施しています。教室ではボランティアも活躍中です。

	週いち元気アップ体操	男性のための料理教室	なっちゃんカフェ (認知症予防カフェ)
対象	65歳以上で要介護認定を受けていない方	65歳以上の男性	認知症に関心のある方や軽度認知症の方
費用	無料	300円	100円
内容	週に一度、椅子に座って行う体操を行います。足腰の衰えを防ぎ、転倒を予防しましょう。(送迎有) 外出が難しい方や自分のペースで運動をしたい方向けに、町ホームページで動画を公開中です。火曜日の午後はオンラインでの参加も可能です。 	料理初心者も大歓迎です。食を通じて健康な体づくり、仲間づくりをしましょう。(一部送迎有)	レクリエーションを通して参加者同士、楽しく交流します。

詳しい内容や日程、送迎についてはお問合せください。町の介護予防事業は、町ホームページでも確認できます。

また、地域包括支援センターでは、保健師・社会福祉士・主任ケアマネジャー等が連携し、健康づくりや介護に関する相談を受付けています。お気軽にご相談ください。



町ホームページ

児童手当 現況届の提出について

問合せ 町民福祉課 子育て支援担当 ☎0495-77-2112 FAX0495-77-2117

現況届は、毎年6月1日の状況を把握し、8月分以降の児童手当等を引き続き受ける要件(児童の監督や保護、生計同一など)を満たしているかどうかを確認するものです。

児童の養育状況が変わっていなければ、下に該当する方を除き現況届の提出は不要です。

現況届の提出が必要な方

- 配偶者からの暴力等により、住民票の住所地が神川町と異なる方
- 戸籍がない児童(無戸籍児童)を養育する方
- 離婚協議中で配偶者と別居されている方
- 未成年後見人、施設等の受給者の方
- その他、神川町から提出の案内があった方

※該当する方につきましては現況届を送付しますので提出をお願いします。現況届の提出がない場合には、8月分以降の手当が受けられなくなります。

	月額(第1子、第2子)	月額(第3子以降)
3歳未満	15,000円	30,000円
3歳～高校生年代(18歳に到達した最初の年度末)	10,000円	30,000円

ねんきんだより 国民年金保険料は納付期限までに納めましょう

問合せ 熊谷年金事務所 ☎048-522-5012

保険健康課 保険年金担当 ☎0495-77-2113 FAX0495-77-2117

国民年金保険料は納付書により金融機関・郵便局・コンビニで納めることができます。また、口座振替やクレジットカード、スマートフォンアプリを使用した電子(キャッシュレス)決済による納付もできます。保険料は毎月納付し、納付期限は納付対象月の翌月末日までとなります。(例:5月分の保険料納付期限→6月末日)

日本年金機構では、国民年金保険料を納付期限までに納めていただけない方に対して、電話や文書により早期に納めていただくよう案内を行っています。

未納のまま放置すると強制徴収の手続きによって督促を行い、指定された期限までに納付がない場合は延滞金が課されます。それだけではなく、納付義務のある方(※)の財産を差し押さえることがありますので早めの納付をお願いします。

所得が少ないなど保険料の納付が困難な場合は免除される制度や猶予される制度がありますので、ご相談ください。

※納付義務のある方…被保険者本人(納付義務者)、世帯主および被保険者の配偶者(連帯納付義務者)

熊谷年金事務所 相談予約受付専用番号☎0570-05-4890

年金事務所の相談窓口は非常に混雑しています。事前予約をお願いします。